

熊本家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成24年5月25日（金）午後1時30分～午後2時50分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 家入尚美，伊東謙一郎，稲田稔丈，上村宏淵，小田浩一，桂木正樹，田中真由美，花輪一義，松村俊宏，松本久（五十音順）

（事務局等）事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家庭裁判所調査官，総務課長

4 意見交換テーマ

後見等事件について

第2 議事概要

【発言者の略記 〃：委員長， 〃：委員， 〃：事務局等】

1 開 会

2 後見等事件について

後見制度支援信託に関する当事者用DVDの上映後，次席家庭裁判所調査官から後見制度支援信託についての補足説明並びに後見等事件の動向・事務処理状況，不正防止対策等及び市民後見人の育成について説明を行い，首席書記官から後見制度支援信託の利用状況等について説明を行った。

DVDの内容や各説明内容等に対して，質問等はないか。

後見人が不正に財産を費消した場合，どのような対応を取ることになるのか。

後見人は，業務として，被後見人の財産を扱うことになることから，これを不正に費消した場合には，業務上横領という犯罪に該当することになる。悪質な事案であれば，捜査機関に告発する場合もあり，そうなれば，以後は刑事事件として手続が進行していくことになる。

後見制度支援信託ができたことによる事前抑制の効果について、もう一度説明していただきたい。

後見監督事務については、これまでも十分取り組んできたところであるが、これまでは、不正行為が発覚した時点で後見人を解任し、場合によっては刑事告発といった手続を執り、新たに選任された後見人において、横領された被後見人の財産の回収を行うという、いわば事後的な形での取組みであったが、今回の後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常生活において必要としない金銭については、あらかじめ信託銀行に預け、払戻し等が必要な場合には、裁判所において事前にチェックするという形を執ることから、結果として、不正を未然に防ぐことができるというものである。

当庁における現時点での後見制度支援信託対象事件は、全体からするとほんのわずかであり、これらが今後うまく機能したとしても、全体の問題解決には多分ならないだろう。現状では、後見人に、自己の財産と被後見人の財産とを混同してしまうという昔ながらの意識というものがまだまだ少なからず残っているといった状況であることから、まずは、後見人に対する教育等を通じて、後見人自身の意識を変えていかなければならないと考えているところである。

施設入所中の方で、親族等の身寄りがなく精神的な障がいを抱えているような方々の中には、後見制度の存在すら知らないという人も多いのではないかとと思われるが、そういった方々を救済していく手段はないのか。

市町村申立てという制度があり、熊本県内の各市町村にも、かなりの目配りをしてもらっている状況にある。

なお、今般の老人福祉法の改正を受けて、各市町村においても後見事業を推進していくという方針を立てているようであり、今後、そうした制度により救済する形が増えていくのではないかとと思われる。

入院中の精神障がい者の方々の中には管理能力がない方も多数いらっしゃるが、そういった方々のほとんどが制度を利用していないというのが現状である。中には、お金がどんどん貯まっていく方もいるが、使うことができない

いため、結局、家族に入ってしまうというのが現実ではないかと思われる。制度としてはきちんと整備してあるものの、実際に利用される方々というのは少ないのではないかというのが印象である。

現実的には、病院のケースワーカーの方が本人と親族との間に入って、いろいろなバランスを考えた結果、後見制度までは利用しないという形を執っているケースが多いのではないかと思われるが、親族間の関係が安定している場合であればよいが、親族間に対立があると、それが後々尾を引き、本人が亡くなった後、遺産分割問題などの紛争を惹起してしまうことも十分に考えられることから、できるだけ制度を利用していただければと思う。もちろん、手続きが面倒だという理由で、制度を利用しない方も多いということは承知しているところであるが、本人保護、適切な家族関係の維持という観点から、問題がありそうな事案の場合には、ケースワーカーの方に、成年後見制度についても検討してみたらどうかと指導していただけるとありがたい。

身寄りのない方の財産管理についてはどうか。

身寄りのない方については、まさに地域に密着した形での市民後見人の制度の利用が考えられるところであり、熊本県においても、社会福祉協議会等が中心となって、各市町村と協力して市民後見人の養成に取り組んでいるところである。熊本県内には、九州管内の他の県と比べて、比較的熱心に取り組んでいる市町村が多いと聞いており、厚生労働省が指定した37箇所のうち2箇所が県内（山鹿、水俣）にあり、また、天草市、宇城市、人吉市、玉東町なども熱心に活動を行っているようである。

市民後見人が選任されたケースはどれくらいあるのか

山鹿の後見センターや玉東町社会福祉協議会などの法人を選任した事例はあるが、市民後見人本人を選任したケースはまだない。

本日は、後見事件に関与されているリーガルサポート熊本支部及びばあとあ熊本からも委員として出席いただいていることから、それぞれの立場から、現在の取組状況等について御紹介いただきたい。

後見全般について、リーガルサポートとしては、新人が毎年入ってくるこ

とから、基礎的な研修を充実させるようにしている。また、専門職だからといって全く不正がないとは言い切れないことから、執務管理を徹底するよう本部から指示がきており、熊本支部としても、個人情報の問題に触れることのないようにして、できる限り事件数の把握等、不正が起きないようにするための方策を執っているところである。

市民後見人の養成の関係では、リーガルサポートからも各種研修へ出席させてもらい、制度の説明等行っているところであるが、後見制度については、裁判所や我々が思っている以上に一般の方々には浸透しておらず、制度の名前については聞いたことはあっても、どういうものであるのか今ひとつ一般の方々には分からないというのが実情のようである。

なお、ここ数年、専門職後見人の数的限界が言われてきており、今後、市民後見人の活動を広げていくような話が当然出てくるのではないかと思われる。

後見制度支援信託については、リーガルサポートでも研修を行っているところであるが、親族間に無用の争いを招いてしまわないかとか、遺言書との関係はどうかといった気になるところもあり、今後、裁判所とも意見交換しながら取り組んでいこうと考えている。

ぱあとなあの会員は、全国的には3500名くらいが登録されているが、熊本は会員登録している者が82名、そのうち実際に活動している者が50数名といったところであり、その人数で後見事件を200件以上受け持っているという形になっており、まだまだ登録人数が足りないことから、ぱあとなあ本部の方でも、毎年養成研修を行っているところである。養成後も、フォローアップの必要性から毎年継続的な研修を実施しているが、毎年毎年研修を実施していかなければ、専門職とはいっても事務が滞ってしまうといった悩みもある。今後は、市民後見人にも頑張っていていただきたいが、そのためにも、バックアップ態勢をしっかりと執って行って欲しいと思っている。

裁判所においても、後見制度支援信託をはじめとして、不正に対応していくためのいろいろな方策を次から次へと考えていかなければならないという

現状にあり，本日はその中のほんの一部の説明をさせていただいたところである。これからも更に検討を加え，より良い制度を作っていきたいと考えているところであるが，委員の方々にも，今後も引き続き関心をもっていただき，御意見を述べていただければと思っているところである。

3 次回のテーマ

「改正法への取組状況及び新法施行に向けての準備状況等」をテーマとすることで，委員全員が合意した。

4 次回期日

平成24年10月26日（金）午後1時30分

5 閉 会